

平成26年12月15日  
(土木部入札審査委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(有) アオキ設備工業 羽咋郡志賀町仏木リ-55-1

2 指名停止期間

平成26年12月15日から平成27年3月14日まで (3箇月)

3 指名停止理由

(有) アオキ設備工業は、平成26年12月4日に落札決定した、県発注の「二級河川 菱根川 緊急県単河川防災工事」に係る指名競争入札において、落札決定後、配置予定技術者が配置できなくなったことを理由に、契約締結を辞退した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表2-16(措置期間 1箇月以上 9箇月以内)に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第2(贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G  
担 当 越田  
内 線 5023  
外 線 076-225-1712